

川崎市中原区選挙管理委員会告示第33号

令和7年10月26日執行の川崎市長選挙において既に選任した第2投票区の投票管理者を変更し、改めて公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項の規定により、次のとおり選任しました。

令和7年10月24日

川崎市中原区選挙管理委員会

委員長 白 井 精 一

（別紙省略）